

## 安芸市地域担当職員制度実施要綱

平成 26 年 5 月 16 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、安芸市まちづくりの基本理念である「安心とやさしさあふれる元気なまち」の実現を目指し、まちづくり懇談会を通して、市民と行政とが情報を共有し、相互の理解と連携を深めるため、市内の各地域に配置する地域担当職員について必要な事項を定めるものとする。

### (配置)

- 第 2 条 別表に定める地域に地域担当職員を置く。
- 2 地域担当職員は、市長が職員の中から任命する。
  - 3 市長は、地域担当職員の中から各地域につき 1 名統括リーダーを任命する。
  - 4 市長は、地域担当職員の中から各地域につき 2 名以内をサブリーダーに任命することができる。
  - 5 地域担当職員の任期は、2 年とする。

### (所掌事務)

- 第 3 条 地域担当職員の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 担当地域に対する行政情報及び地域づくりに関連する情報の提供
  - (2) 担当地域の実情、課題等の把握並びに課題解決の検討及び支援
  - (3) まちづくり懇談会の開催に向けた連絡調整
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域活動の推進に関すること

### (職務等)

- 第 4 条 統括リーダーは、担当地域に係る所掌事務の取りまとめを行う。
- 2 サブリーダーは、統括リーダーを補佐する。
  - 3 地域担当職員は、前条の所掌事務を自己の職務に支障のない範囲において、公務として遂行し、その遂行に当たっては、担当地域の要請に従い、所属長の了解を得て、関係課等との連携調整を図り、適正に行う。
  - 4 地域担当職員の職務の遂行に当たって、統括リーダーは、市長の命令に従い、企画調整課、地域担当職員の所属長及び関係課等との連携調整を図らなければならない。

### (連絡会議)

- 第 5 条 地域担当職員相互の連携を図るため、地域担当職員連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議は、市長、副市長及び各地域の統括リーダーで構成する。
  - 3 会議において必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議は、市長が招集し、副市長が議長となる。

(要請)

第6条 地域は、まちづくり懇談会及びまちづくり懇談会に係る打ち合わせ等において地域担当職員の参加を要請する場合は、参加要請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(報告)

第7条 地域担当職員がその職務を行った場合は、地域担当職員活動報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 地域担当職員制度に係る庶務は、企画調整課が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

[地域担当職員制度地域区分]

地域区分	地域の名称	担当職員配置基準人数
1	赤 野	3～5
2	穴 内	3～5
3	畑 山	3～5
4	井ノ口	3～5
5	土 居	3～5
6	川 北	3～5
7	江 川	3～5
8	伊尾木	3～5
9	下 山	3～5
10	東 川	3～5
11	奈比賀	3～5
12	栃ノ木	3～5

13	安芸町東	3~12
14	安芸町西	3~12

様式第1号(第6条関係)

地域担当職員参加要請書

年 月 日

安芸市長 様

地域名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先電話 \_\_\_\_\_

当地域が実施する次の活動に、地域担当職員の参加を要請します。

記

内 容： 会 議(座談会・打合せ) ・その他( )  
日 時： 年 月 日 時 分 ～ 時 分  
ところ：  
特記事項等：

以下、市担当部署記入処理欄

企画調整課
担当職員氏名

様式第2号(第7条関係)

地域担当職員活動報告書

報 告 年 月 日	年 月 日( )
担 当 地 域 名	
統括リーダー氏名	
活 動 実 施 日 時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
対 応 し た 地 域 担 当 職 員 の 氏 名	
活 動 内 容 及 び 活 動 結 果	